

昭和二十二年法律第七十号

宮内庁法

第一 条 内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。

2 宮内庁は、皇室關係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。

第二 条 宮内庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 皇室制度の調査に関すること。

二 行幸啓に關すること。

三 賜与及び受納に關すること。

四 皇室會議及び皇室經濟會議に関すること。

五 御璽国璽を保管すること。

六 皇族に關すること。

七 儀式に關すること。

八 交際に關すること。

九 陵墓に關すること。

十 雅樂に關すること。

十一 皇統譜の調製、登録及び保管に関するこ

と。

十二 図書及び記録の保管、出納、複刻及び編

集に關すること。

十四 皇室用財産を管理すること。

十五 供進及び調理に關すること。

十六 皇室の車馬に關すること。

十七 皇室の衛生に關すること。

十八 正倉院宝庫及び正倉院宝物に關すること。

十九 御料牧場に關すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、宮内庁に属させられた事務

第三条 宮内庁に、その所掌事務を遂行するため、長官官房並びに侍従職、東宮職及び式部職を定める。

3 長官官房、侍従職等及び部には、課及びこれらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第四条 侍従職においては、左の事務をつかさどる。長官官房、侍従職等及び部には、課及びこれらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第五条 削除	第一 御璽国璽を保管すること。
第六条 削除	二 側近に關すること。
第七条 削除	三 内廷にある皇族に關すること。
第八条 宮内庁の長は、宮内庁長官とする。	一 儀式に關すること。
第九条 宮内庁に、宮内庁次長一人を置く。	二 交際に關すること。
第十条 侍従職に、侍従長及び侍従次長一人を置く。	三 雅樂に關すること。
第十二条 東宮職に、東宮大夫を置く。	2 東宮大夫は、命を受け、東宮職の事務を掌理する。
第十三条 式部職に、式部官長を置く。	2 式部官長は、命を受け、式部職の事務を掌理する。
第十四条 宮内庁には、特に必要がある場合においては、長官官房、侍従職等及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるもの置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。	2 宮内庁には、特に必要がある場合においては、前項の職のつかさどる事務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるもの置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。
第十五条 部、課及び課に準ずる室に、それぞれ必要とする場合においては、告示を発することができる。	2 宮内庁には、特に必要がある場合においては、前項の職のつかさどる事務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるもの置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。
第十六条 宮内庁には、その所掌事務の範囲内に、法律又は政令の定めるところにより、重要な事項に関する調査審議その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。	2 第三条第一項の規定にかかる事務のつかさどるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。
第十七条 宮内庁に、地方支分部局として京都事務所を置く。	2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。
第十八条 宮内庁に、京都事務所は、内閣府令で定める。	2 宮内庁に、京都事務所の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

第一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。
第二条 宮内庁は、第二条各号に掲げる事務のほか、上皇に關する事務をつかさどる。この場合において、内閣府設置法第四条第三項第五十七号の規定の適用については、同号中「第二条」とあるのは、「第二条及び附則第二条第一項前段」とする。
第三条 宮内庁は、第二条第一項の規定にかかる事務をつかさどる。この場合において、内閣府設置法第四条第三項第五十七号の規定の適用については、同号中「第二条」とあるのは、「第二条及び附則第二条第一項前段」とする。
第四条 宮内庁には、上皇侍従長及び上皇侍従次長一人を置く。
第五条 上皇侍従長は、上皇の側近に奉仕し、命を受けて、上皇の事務を掌理する。
第六条 上皇侍従次長は、命を受け、上皇侍従長を助けて、上皇職の事務を整理する。
第七条 上皇侍従長の任免は、天皇が認証する。
第八条 上皇侍従長及び上皇侍従次長一人を置く。
第九条 上皇侍従長は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する特別職とする。この場合において、特別職の給与に准用する。
第十条 上皇侍従長及び上皇侍従次長は、法律第二百五十二号。以下この項及び次条第六項において「特別職給与法」という。)及び行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号。以下この項及び次条第六項において「定員法」という。)の規定の適用については、特別職給与法第一条第四十二号中「侍従長」とあるのは「侍従長、上皇侍従長」と、同条第七十三号中「の者」とあるのは「の者及び上皇侍従次長」と、特別職給与法別表第一中「式部官長」とあるのは「上皇侍従長及び式部官長」と、定員法第一条第二項第二号中「侍従長」とあるのは「侍従長、上皇侍従長」と、同条第七十三号中「の者」とあるのは「の者及び上皇侍従次長」とあるのは「侍従次長及び上皇侍従次長」とする。
第十一条 第三条第一項の規定にかかるわらず、宮内庁に、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）第二条の規定

